

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内で道路運送事業等を営む中小企業者及び個人事業者が、令和4年7月から令和5年3月までに、事業に使用する車両の燃料購入経費に対し、予算の範囲内において、美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、美郷町補助金等の適正化に関する規則（平成16年美郷町規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、燃油の価格上昇が経営に及ぼす影響を緩和し、社会インフラとして重要な運送事業者の事業継続を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 道路運送事業等 次に掲げる事業をいう。

ア 貨物自動車運送事業（貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業をいう。）

イ 一般貸切旅客自動車運送事業（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。）

ウ 一般乗用旅客自動車運送事業（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。）

エ 自動車運転代行業（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）

以下、「運転代行業法」という。) 第2条第1項に規定する自動車運転代行業をいう。)

(2) 運送事業者 道路運送事業等を営む法人又は個人事業者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の対象となるもの(以下「交付対象者」という。)は、次の各号の全てを満たす美郷町内に事業所を置く運送事業者とする。

(1) 交付申請時点において、道路運送事業等に必要な許可又は認定を全て有し、町内で当該道路運送事業等を継続していること。

(2) 交付申請後においても、町内で道路運送事業等の継続が確実であると認められること。

(3) 美郷町中小企業振興条例(平成27年美郷町条例第24号)第2条第1号に規定する中小企業者

(4) 美郷町暴力団排除条例(平成24年美郷町条例第2号)第2条第1号及び第2号で定める暴力団関係者でない者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者でない者

(6) 宗教上の組織若しくは団体でない者

(7) 町税及び使用料等の滞納がない者

(交付対象車両及び交付額)

第4条 支援金の対象となる車両(以下「交付対象車両」という。)及び当該車両ごとの支援金交付単価は、別表のとおりとする。

2 交付対象者ごとの支援金限度額は60万円とする。

(交付申請)

第5条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、美郷町原油高騰対策に係る運送事業者等事業継続支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、令和4年8月1日までに町長に提出しなければならない。

（1） 交付対象車両一覧（様式第2号）

（2） 第2条第1号アからウの事業を営む者においては、当該事業に係る国土交通大臣の許可書又は更新許可書、国土交通大臣への許可申請書その他これらに準ずるものとして町長が認める書類のいずれかの写し

（3） 第2条第1号エの事業を営む者においては、当該事業に係る都道府県公安委員会からの認定書の写し

（4） 第2条第1号アからウの事業を営む者においては、交付対象車両全てに係る車検証の写し及び交付対象車両全ての写真（当該交付対象車両の自動車登録番号標（道路運送車両法第11条第1項に規定する自動車登録番号標をいう。）が写っているものに限る。）

（5） 第2条第1号エの事業を営む者においては、交付対象車両全てに係る車検証の写し及び交付対象車両全ての写真（当該交付対象車両に係る運転代行業法第17条第1項に規定する表示事項が写っているものに限る。）

（6） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否について決定し、

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 支援金の交付は、1申請者につき1回限りとする。
（請求及び交付）

第7条 申請者は、前条の規定により支援金の交付決定を受けたときは、速やかに美郷町原油高騰対策に係る運送事業者等事業継続支援金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに支援金を交付する。
（報告及び立入調査）

第8条 町長は、支援事業を適正に執行するため必要があるときは、支援金を交付した事業者に対し、支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。なお、報告については、次に掲げる書類を添付して町長が定める期日までに報告しなければならない。

- （1） 美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金状況報告書（様式第5号）
 - （2） 交付対象車両の写真
 - （3） その他町長が必要と認める書類
- （支援金の返還等）

第9条 町長は、支援金を交付した事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付された支援金があるときは、その返還を命ずるものとし、返還額は別途定めるものとする。

- （1） 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき。

(2) 交付対象車両において支援期間内に廃車等により継続して事業に使用することが出来なくなり、代替の事業用車両を確保できなかったとき。

(3) その他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により支援金の返還を命じた事業者のうち、死亡、疾病その他やむを得ない事由により支援金を返還することが困難と認められる事業者について、交付した支援金の返還を免除することができる。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。ただし、令和 5 年 3 月 31 日限りで効力を失う。

別表

交付対象車両（事業用車両とし、リース車両を含む）	1 台あたりの支援金交付単価
大型トラック（車両総重量 11,000kg 以上）	100,000 円
中型トラック（車両総重量 7,500kg～11,000kg 未満）	57,000 円
小型トラック（車両総重量 3,500kg～7,500kg 未満）	40,000 円
大型バス（車両の長さが 9 m 以上、又は旅客席数 50 名以上）	100,000 円
中型バス（大型バス、小型バスを除く車両）	57,000 円

小型バス（車両の長さが7 m以下で、 旅客席数29名以下）	40,000 円
その他の普通自動車等	14,000 円

美郷町長 様

申請者 所在地 (住所)
企業名又は屋号
氏名又は代表者氏名

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付申請書

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金の交付を受けたいので、美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して、下記のとおり申請します。

また、次項5に定める事項に誓約するとともに、次項6に定める事項に同意します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約若しくは同意に反したことにより支援金の返還請求等の不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 申請者区分 (どちらかに☑)

<input type="checkbox"/> 中小企業
<input type="checkbox"/> 個人事業主

2 事業に使用する車両 (町内の事業所等で使用している車両のみ対象 (リース車両含む))

区分 (該当するものに☑)	支援金単価	事業に使用する車両の数
<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	<input type="checkbox"/> 大型トラック	100,000 円 台
	<input type="checkbox"/> 中型トラック	57,000 円 台
	<input type="checkbox"/> 小型トラック	40,000 円 台
	<input type="checkbox"/> その他普通自動車等	14,000 円 台
<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車 運送事業 (貸切バス事業)	<input type="checkbox"/> 大型バス	100,000 円 台
	<input type="checkbox"/> 中型バス	57,000 円 台
	<input type="checkbox"/> 小型バス	40,000 円 台
<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車 運送事業 (タクシー・ 介護タクシー事業)	<input type="checkbox"/> タクシー (その他普通自動車等)	14,000 円 台
	<input type="checkbox"/> 介護タクシー (その他普通自動車等)	14,000 円 台
<input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	<input type="checkbox"/> 随伴用自動車 (その他普通自動車等)	14,000 円 台

緑 (黒) ナンバーのみ

登録車両のみ

3 支援金申請額 _____ 円 (上限 60 万円)

4 添付書類

区分	添付書類	備考
貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の許可書 <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真 (ナンバー確認)	許可書及び車検証等は写し (コピー) を提出
一般貸切旅客自動車運送事業 (貸切バス事業)	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の許可書 <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真 (ナンバー確認)	
一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー・介護タクシー事業)	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧 <input type="checkbox"/> 国土交通大臣の許可書 <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真 (ナンバー確認)	
自動車運転代行業	<input type="checkbox"/> 交付対象車両一覧 <input type="checkbox"/> 都道府県公安委員会の認定書 <input type="checkbox"/> 対象車両の車検証 <input type="checkbox"/> 対象車両の写真 (ナンバー及び運転代行業法第 17 条第 1 項の表示事項確認)	

5 誓約事項

- ① 美郷町暴力団排除条例 (平成 24 年美郷町条例第 2 号) 第 2 条第 1 号及び第 2 号で定める暴力団関係者でないこと。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。
- ③ 宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ④ 本支援金の給付申請の時点において、今後も事業を継続する意思を有していること。

6 同意事項

- ① 本件申請書及び添付書類の申請内容に事実と相違がないこと。
- ② 町の職員が行う支援金対象要件の確認のための実態調査に協力すること。

7 申請に関する連絡先及び担当者氏名

電話番号	
担当者氏名	

第 号
年 月 日

様

美郷町長

印

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金については、美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付決定します。

1 交付決定額 _____ 円

2 対象車両内訳

区分		支援金単価	事業に使用する車両の数	
<input type="checkbox"/> 貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	<input type="checkbox"/> 大型トラック	100,000円	台	緑(黒)ナンバーのみ
	<input type="checkbox"/> 中型トラック	57,000円	台	
	<input type="checkbox"/> 小型トラック	40,000円	台	
	<input type="checkbox"/> その他普通自動車等	14,000円	台	
<input type="checkbox"/> 一般貸切旅客自動車 運送事業 (貸切バス事業)	<input type="checkbox"/> 大型バス	100,000円	台	
	<input type="checkbox"/> 中型バス	57,000円	台	
	<input type="checkbox"/> 小型バス	40,000円	台	
<input type="checkbox"/> 一般乗用旅客自動車 運送事業(タクシー・ 介護タクシー事業)	<input type="checkbox"/> タクシー (その他普通自動車等)	14,000円	台	
	<input type="checkbox"/> 介護タクシー (その他普通自動車等)	14,000円	台	
<input type="checkbox"/> 自動車運転代行業	<input type="checkbox"/> 随伴用自動車 (その他普通自動車等)	14,000円	台	登録車両のみ

3 交付の条件 美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付申請書及び添付書類の記載事項に虚偽のあるときは、返還を命ずることがある。

様式第4号（7条関係）

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付請求書

年 月 日

美郷町長 様

申請者 所在地（住所）
企業名又は屋号
氏名又は代表者氏名 印

年 月 日付け指令美 第 号で交付決定を受けた美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金について、美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

振 込 先	金融機関名	銀行 農協 信用金庫							本店	・	支店
	口座番号	当座・普通									
	名義人										

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

美郷町長 様

所在地（住所） _____

企業名又は屋号 _____

氏名又は代表者氏名 _____

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金状況報告書

美郷町原油高騰対策に係る運送業等事業継続支援金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり状況を報告します。

交付対象車両

自動車登録番号 (車両ナンバー)	事業に使用できなくなった事由 ※有の場合は事由を記入	備考
	有・無 ()	

関係書類

・交付対象車両のナンバーが確認できるもの

※自動車運転代行業については、ナンバー及び車体に掲示する認定番号が確認できるもの